

京都市告示第 58 号

子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第58条の6第1項の規定による特定子ども・子育て支援施設等に係る確認の辞退について、承認しましたので、法第58条の11の規定により、次のとおり告示します。

令和7年4月4日

京都市長 松井 孝治

設置者の名称	施設・事業の種類	施設・事業所の名称	施設・事業所の所在地	辞退年月日
学校法人 紫明の園	幼稚園等・預かり保育事業 (新制度幼稚園へ移行)	紫明幼稚園	京都市北区小山東大野町 83	R7. 4. 1
学校法人 桃林幼稚園	幼稚園等・預かり保育事業 (新制度幼稚園へ移行)	とうりん幼稚園	京都市北区紫竹高縄町43	R7. 4. 1
学校法人 ほとけの子学園	幼稚園等・預かり保育事業 (新制度幼稚園へ移行)	寺之内幼稚園	京都市上京区寺之内通新 町西入妙顕寺前町 515 番 地2	R7. 4. 1
学校法人 鴨東キリスト教 学園	幼稚園等・預かり保育事業 (新制度幼稚園へ移行)	鴨東幼稚園	京都市左京区田中高原町 24 番地	R7. 4. 1
学校法人 浄正寺学園	幼稚園等・預かり保育事業 (新制度幼稚園へ移行)	八条幼稚園	京都市下京区七条御所ノ 内南町 40	R7. 4. 1
学校法人 和順学園	幼稚園等・預かり保育事業 (新制度幼稚園へ移行)	山科幼稚園	京都市山科区竹鼻四丁野 町 52	R7. 4. 1
学校法人 秀英学園	幼稚園等・預かり保育事業 (新制度幼稚園へ移行)	光徳幼稚園	京都市南区唐橋高田町 59	R7. 4. 1
学校法人 本願寺学園	幼稚園等・預かり保育事業 (新制度幼稚園へ移行)	西山幼稚園	京都市西京区川島北裏町 29	R7. 4. 1

注) 施設・事業の種類が「認可外保育施設」となっている施設・事業所のうち、※の記載がある事業所は、個人事業主として事業を実施しているため、個人情報保護の観点から施設・事業所の所在地の記載を行政区までとしています。

(子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室)